

佐賀県有明水産振興センター空調機器保守・点検業務委託契約書

佐賀県有明水産振興センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、有明水産振興センター庁舎内に設置している空調機器の保守点検業務について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別添「佐賀県有明水産振興センター空調機器保守・点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に掲げる業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

2 乙は、「仕様書」及び甲の指示に基づき委託業務を実施するものとする。

3 仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。

（委託料）

第2条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とし、支払いは次のとおりとする。なお、各年度の支払いは半年払とする。

年度	半年払額	支払総額
令和4年度	円 (円)	円 (円)
令和5年度	円 (円)	円 (円)
令和6年度	円 (円)	円 (円)
令和7年度	円 (円)	円 (円)

※カッコ書きは、取引に係る消費税及び地方消費税の額で内書き。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は佐賀県財務規則115条第3項第3号の規定により免除する。

（再委託の禁止）

第5条 乙は、委託業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第 6 条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させ若しくは担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(履行の確認)

第 7 条 乙は、仕様書に定める前期の機能点検及び後期の総合点検を完了したときは、速やかに「点検結果報告書」を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(委託料の請求及び支払)

第 8 条 乙は、前条に定める甲の確認を受けたときは、半年毎に委託料の支払いを請求することができる。

2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領した日から起算して 30 日以内に委託料を支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき理由により、前項の規定による委託料の支払いが支払期限までに支払われない場合は、乙は甲に対し、遅延日数に応じ、未受領金額に年 2.5%の割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(業務管理者)

第 9 条 乙は、この契約上の業務を遂行するにあたっては、業務全般について責任を持つ業務管理者を定め、当該管理者の氏名及び連絡先その他必要な事項を甲に通知するとともに、変更があった時も同様とする。

(事故等の責任)

第 10 条 契約期間中に乙の責に帰する事由により事故が生じた場合は、乙はその責任を負うものとする。

2 乙が点検に際し、乙の責に帰する事由により、甲の所有する物件を滅失又は破損したときは、乙はその責任を負うものとする。

(損害賠償)

第 11 条 乙は、乙の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償するものとする。

(予算の減額等に伴う契約の解除等)

第 12 条 この契約は、地方自治法第 234 条の 3、地方自治法施行令第 167 条の 17 及び佐賀県長期継続契約に関する条例の規定に基づく長期継続契約であるため、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 甲は、前項の規定による契約の変更又は解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

(1) この契約の条項に違反したとき。

(2) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3) 委託業務の履行が不適切であり、甲の業務改善指示に対して、乙に改善の意思がないと認められるとき。

(4) 乙が、この契約を誠実に履行する見込みがないと認められるとき。

(5) その他、甲の指示に従わなかったとき。

2 甲が前項の規定により契約を解除した場合、乙は、違約金として委託料の10分の1に相当する額を甲の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

4 甲は、第1項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責を追わないものとする。

(乙の解除権)

第14条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、相当の期間を定めてその違反の是正の催告をし、その期間内には是正がないとき

は、この契約を解除することができる。ただし、その契約の違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるとき、又は甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 乙は前項の規定により契約を解除した場合において、これにより損害があったときは、甲に損害の賠償を請求することができる。賠償額は、甲乙協議してこれを定めるものとする。
- 3 前項の規定により乙が賠償の請求を行った場合において、甲が乙の定めた期限までに支払わないときは、甲は期限の翌日から支払日までの日数に応じて、未払金額に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙及びその関係者は、委託業務に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。

(補則)

第16条 この契約に定めのない事項またはこの契約の履行に疑義を生じた場合は、甲・乙協議して定めるものとする。

この契約の証とするために本書2通を作成し、甲・乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和4年4月1日

甲 小城市芦刈町永田 2753 - 2
佐賀県有明水産振興センター
所 長

乙